

令和8年度鹿児島空港国際線アウトバウンドプロモーション業務 仕様書（公募用）

1 業務の目的

鹿児島空港国際線のアウトバウンド利用の促進及び需要拡大を図るため、SNS や動画媒体等のデジタル媒体を活用し、海外旅行の魅力や鹿児島空港国際線の利便性等を効果的に発信することにより、鹿児島県及び鹿児島県と隣接する地域（熊本県南部及び宮崎県南部等）における利用促進を図り、潜在需要の掘り起こしに繋げ、鹿児島空港国際線の安定運航に寄与することを目的とする。

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 ターゲット

本業務の主な対象は次のとおりとする。

- ・ 鹿児島県内居住者
- ・ 鹿児島県と隣接する地域（熊本県南部及び宮崎県南部等）の居住者

4 業務内容

(1) 本業務における情報発信は、鹿児島空港国際線の利用促進につながる内容とし、次の情報を含めること。

① 鹿児島空港国際線に関する情報

- ・ 鹿児島空港国際線の路線情報、鹿児島空港から海外へ渡航できる利便性等

② 海外旅行の魅力に関する情報

- ・ 海外旅行の楽しさや現地観光情報、鹿児島空港国際線を利用した旅行の具体的なイメージ（単なる観光情報の発信にとどまらず、鹿児島空港国際線を利用した旅行の具体的なイメージが伝わる内容とする。）

③ 海外旅行初心者向けの情報

- ・ 初めて海外旅行をする人に向けた基礎的な情報（海外旅行に必要な持ち物、出入国手続きの流れ等）

(2) SNS 運用（Instagram）

受託者は、鹿児島空港国際線の認知度向上及び利用促進を図るため、鹿児島空港国際線国際化促進協議会が運用する公式 SNS（Instagram）の運用を行うこと。

運用に当たっては、投稿内容の企画、投稿用コンテンツ（画像、動画、文章等）の制作、投稿作業及び投稿結果の分析等を行うものとする。

投稿内容、投稿回数及び投稿スケジュールについて具体的に提案すること。

なお、投稿内容については、事前に委託者の確認を得た上で投稿するものとする。

また、SNS 運用に当たっては、フォロワーの増加及び情報発信の拡散につながる取

組を行うものとし、その具体的な方法について提案すること。

(参考：鹿児島空港国際化促進協議会公式 Instagram)

アカウント名：鹿児島からもっと海外へ！ 鹿児島空港国際化促進協議会 ユーザーネーム：@kagoshima_go_abroad

(3) デジタル広告配信

受託者は、SNS 広告や WEB 広告等のデジタル広告（Instagram、YouTube、Facebook、LINE 等）を活用し、鹿児島県内及び鹿児島県と隣接する地域の潜在需要層に向けた広告配信を行うこと。

広告配信に当たっては、(1)に掲げる情報発信内容を踏まえ、海外旅行への関心喚起から鹿児島空港国際線の利用につながる導線を意識したプロモーションを行うものとする。ターゲット設定、配信媒体、配信方法及び配信内容について具体的に提案すること。

(4) 効果測定・分析

本業務の実施結果について、SNS の閲覧数、フォロワー数、広告の表示回数、クリック数等の指標を活用して効果分析を行うこと。

また、分析結果については定期的に委託者へ報告するとともに、単なる数値の報告にとどまらず、閲覧数の多かった投稿内容やターゲット層の反応等を分析し、より効果的な情報発信につながる投稿内容や広告配信方法の改善提案を行うこと。

5 著作権及び肖像権等の取扱い

- ・ 委託業務における著作権及び肖像権等の取扱いには十分注意すること。使用する動画、写真、BGM、イラスト、掲載文言（以下「動画、写真、BGM 等」という。）については、その権利関係を含め、原則受託者で手配するものとする。なお、エアライン、観光局その他関係機関からの写真等の提供を受けて使用する場合には、委託者も必要に応じて調整等に協力するものとする。また、著作料が発生する場合は受託者が支払うこととし、支払額は委託料に含める。
- ・ 委託業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）は原則として県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。ただし、受託者が所有する動画、写真、BGM 等を使用した場合、当該動画、写真等についてはこの限りではない。受託者が所有する動画、写真、BGM 等を、県が成果物以外に使用する際には、県、受託者で協議・許諾等を要するものとする。
- ・ 委託業務にて使用する動画、写真、BGM 等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が追うこと。

- ・ 受託者は、県が成果物を使用するにあたり著作権人格権を行使してはならない。

6 情報セキュリティ対策

(1) メール送信に関するセキュリティ対策

メール送信における情報流出を防止するため、受託業務におけるメール送信においては、以下に示す適切な措置を実施し、後日確認できるよう記録すること。また、県が求めた場合は、実施している措置の内容及び記録を書面で提出すること。

ア 利用しているメールシステムで誤送信防止機能（上長承認・送信遅延・警告表示等）の利用が可能な場合は、有効化すること。

イ 個人情報（個人のメールアドレスを含む）を取り扱う業務の場合にあって、誤送信防止機能を利用できない場合は、通常のメール送信時の情報セキュリティ対策に加えて対策を定め、書面で県に提出すること。

ウ 送信前に、宛先、CC を使用していないこと、BCC 欄を使用していること及び添付ファイルの内容の二重確認（ダブルチェック）を実施すること。

エ 個人情報を含む添付ファイルの暗号化またはパスワード保護すること。

オ 上記を含む受託者におけるメール送信手順書を作成し備えること。

(2) 職員に関するセキュリティ対策

受託者は、本業務に従事する職員全員に対し、情報セキュリティ対策を含む、業務実施に必要な知識及び技能を習得させるため、事前研修及び定期的な研修を実施し、後日確認できるよう記録すること。また、県が求めた場合は、研修の内容及び記録を書面で提出すること。

なお、研修の内容には、以下を必ず含むこと。

ア 個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項

イ 情報流出防止対策

7 業務報告

受託者は、本業務の終了後、次の成果物等を委託者へ提出すること。

(1) 業務完了報告書

本業務の実施結果を記載した報告書を提出すること。

報告書には、SNS 運用結果や事業効果の分析、課題整理、今後の改善提案等を記載するものとする。（紙媒体 1 部及び電子データ）

(2) 成果品の電子データ

本業務により制作した広報制作物（動画、画像、デザインデータ等）の電子データ

(3) 調査・集計データ

本業務の効果測定や分析等に使用した調査・集計データの電子データ一式

(4) 成果物等の提出期限

令和 9 年 3 月 31 日（水）